

ひょうご楽市楽座企画・運営業務 仕様書

1 目的

2025年に開催される大阪・関西万博の期間中に設置される「尼崎万博P&R駐車場」(以下「P&R 駐車場」という。)利用者を主な対象として、その隣接地で、兵庫五国の魅力発信による交流人口の拡大を目的とする「ひょうご楽市楽座」を開催する。

本業務は、効率的かつ効果的に事業目的を達成できるよう運営計画等を策定するとともに、円滑に運営するための準備及び運営等を行うことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

ひょうご楽市楽座企画・運営業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(月)まで

3 「ひょうご楽市楽座」の概要

(1) 実施場所(詳細は別紙「位置図」を参照)

ア 会場

- ・所在地 兵庫県尼崎市船出
- ・面積 約3,000 m² (50m×60m)

イ 一般来場者等の駐車場(以下、楽楽駐車場という。)

- ・所在地 上記アの隣接地
- ・面積 約6,000 m² (300台程度の駐車を想定)

ウ P&R 駐車場シャトルバス乗降場

- ・所在地 P&R 駐車場敷地内のシャトルバス乗降場の一面(上記アの隣接地)

※面積は今後変更の可能性あり

※会場敷地内は「砂利敷き」

(2) 実施期間

期 間 万博開催期間(令和7年4月13日～10月13日)の土日
(令和7年4月13日(日)～10月12日(日)の土日(53日間)の想定)

時 間 16時～21時

(うち1ヶ月間(土日:8日間)は、開始時間を前倒しで実施予定)

(3) 来場者数

1日あたり3,000人～5,000人を想定。必要備品等は来場者数をふまえ必要数を調達すること。

(4) 実施内容(イメージ)

ナイトマーケットのイメージに沿った会場装飾を施し誘客を促す。

■想定される実施イメージ

実施場所	区 分	内 容
会 場	飲食・物産 ブース(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫五国のフードコート ・県産品マルシェ ・ひょうごフィールドパビリオンPR
	文化・エンタメ ステージ(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽ライブ ・ナイトパフォーマンス ・映像を使った観光PR
	未来社会の体験 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンショー等
	会場装飾(※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫の魅力を表現したモニュメント ・デジタルインスタレーション ・会場全体を照らす電飾
P&R 駐車場の 一画	楽市楽座会場 への誘客等	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージによるPR

(※1)「飲食・物産ブース」の実施内容や出店者、「文化・エンタメステージ」の催しや出演者などは、県で企画するため提案には及ばない。受託者は、ブース用テントやステージ設営の資材を調達すること（「想定される設営にかかる各種備品等の例」を参照）

(※2)「未来社会の体験」「会場装飾」は、記載の内容を参考に区分に応じたコンテンツを提案すること。

4 業務内容

■令和6年度

(1) 運営実施計画の策定

- ア スタッフ体制・配置計画
- イ 必要備品リスト、スタッフユニフォーム・誘導サイン等の各種図面
- ウ スタッフ研修計画
- エ 清掃・ごみ処理計画
- オ 消防・防災計画
- カ 警備計画
- キ 救護・衛生計画
- ク 運営業務概算費用の見積
- ケ その他運営に必要となる項目

(2) スタッフ運営マニュアル・危機管理マニュアルの作成

- ア 県が県職員の動員を行う場合は、県職員向けのマニュアルも作成すること
- イ (1)を県が承認した上で進めること

(3) 運営事務局の設置

- ア ひょうご楽市楽座の運営に必要なスタッフの確保及び事前研修の実施
- イ 実施にかかる各種備品調達、スタッフユニフォーム・誘導サイン制作等
- ウ 専用の電話番号を設けて、パンフレット等に記載、周知し、来場者等の問い合わせに対応すること
- エ その他運営事務局に関すること

(4) 出店事業者関連業務

- ア 県及びアドバイザー等との連絡調整
 - ・設備・備品等の準備、当日対応等の出店管理を行うこと
- イ 保健所への届出等に関する業務
 - ・出店に伴う管轄保健所への出店者の実施届取りまとめ、申請業務等を行う。
- ウ 消防署への届出等業務
 - ・火気使用等に関する消防署への届出、出店者に対する案内及び指導等を行う。
- エ その他、実施に伴って必要となる諸官庁等への申請業務
 - ・酒類販売にかかる税務署への届出等
- オ 出店者等へ配布する出店要領（出店場所の条件、設営・撤収の注意事項等）の策定
- カ 出店者等への説明会の開催

(5) 記録写真、映像の撮影

(6) ひょうご楽市楽座への参加を促す広報戦略・手法及びコンテンツ制作

- ア ひょうご楽市楽座の開催に向けて機運を高め、集客につながるための広報戦略・手法及びコンテンツ制作について、計画及び実施すること。
- イ 広報戦略について、ひょうご楽市楽座が終了後も兵庫県の PR に寄与できるよう留意すること。
- ウ 広報手法について、以下のことを基本とし、媒体・内容・回数など、目的達成に向けて最も効果的な発信ができる方法及び内容を提案し、委託者と協議して実施すること。なお、他に効果的な発信方法等がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案し、委託者と協議して実施すること。
 - ・イベント周知のための SNS 開設、運用。
 - ・P&R 駐車場予約 HP の活用、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という。）等と連携した広報（博覧会協会への働きかけは県も実施）。

(7) その他

- ア 事故等の不慮の事態に備え、業務実施にあたって必要な保険に加入すること。
- イ (1)～(6)までの業務にあたって、関係機関と必要な調整を行うこと。
- ウ 県からの求めに応じ、業務に係る打合せを行い、議事録を作成すること。
- エ 上記の業務内容のほか、県との協議において実施することと決まった業務を実施すること。

■令和7年度

(1) ひょうご楽市楽座の運営

ア 運営に必要な環境設備（二次側電気、給排水、Wi-fi 設備等）の整備

- ・電気設備は1.5kwのコンセントポールを3カ所程度、県が設置予定です。
- ・設備については会場内に止水栓を3カ所程度、県が設置予定です。
- ・コンセントポールや止水栓の設置場所は契約後速やかに県と協議のうえ決定する。
- ・排水設備については受託者で浄化槽を設置の上、既設側溝等へ接続を行うこと。
(なお浄化槽にかかる電源設備は県が設置予定)
- ・付近に電話線はないため、必要に応じて受託者において賄うこと。
- ・会場内で誰でも接続可能なWi-fi 設備を設置すること。
- ・本事業にかかる光熱水費は受託者が負担すること。

イ 来場者数のカウント・記録

ウ 会場警備

エ 駐車場警備

オ 交通誘導

(2) 会場設営及び撤去

ア 設営にかかる各種備品等の調達

■想定される設営にかかる各種備品等の例

設置場所	内容	仕様・数量等	数量
会場	飲食・物産ブース	出店者用テント(3m×3m)×20張 出店者用テーブル、椅子×60セット 発電機×20台、消火器×20台	一式
	案内所	案内所用テント(3m×3m)×2張、テーブル・椅子 簡易ベッド、AED、発電機	一式
	休憩所 イートイン	大型テント(10m×10m)×4張 飲食用テーブル・椅子	一式
	ステージ	5.4m×3.6m、屋根、音響、大型ディスプレイ、発電機	一式
	合併浄化槽 付トイレ	男性用、女性用、バリアフリートイレ(必要数) トイレトーパー ※清潔感のある外観、内装のもの	一式
	給排水	共同シンク	2台
	授乳室	ユニットハウス(空調設備含む)及び什器	1棟
	運営本部	ユニットハウス(空調設備含む)及び什器	1棟
	備品置き場	ユニットハウス	1棟

	場内照明 (電飾)	ナイトマーケットをイメージした電飾※ (※集客に効果的な装飾(インスタレーション)含む) 発電機付投光器	一式
	サイン	各種案内等のサイン、プラカード等	一式
	発電機	上記のほか会場運営で必要なもの	一式
	その他	仮設シンク、コンセント、ゴミ箱、消火器、机及び 椅子、スポットクーラー カラーコーン 等	一式
P&R 駐 車場	楽市楽座会 場へ誘客	デジタルサイネージ	一式
楽楽駐 車場	場内照明	発電機付投光器	一式
	区画割り	300 台分の区画割り、駐車場内の照明 (駐車場敷地面積：約 6,000 m ²)	一式

※会場付近は、常時風が吹いているため、必要に応じテント等の風対策を行うこと。

※上記は想定される例示のため会場運営に必要な備品等を準備すること。

(3) その他運営事務局に関すること

(4) 記録写真、映像の撮影

(5) ひょうご楽市楽座への参加を促す広報

ア 広報戦略に基づき、ひょうご楽市楽座への集客につながる広報を実施すること。

イ 広報の実施にあたり、以下のことを基本とし、媒体・内容・回数など、目的達成に向けて最も効果的な発信ができる方法及び内容を提案し、委託者と協議して実施すること。なお、他に効果的な発信方法等がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案し、委託者と協議して実施すること。

- ・イベント周知のための SNS 運用。

- ・インフルエンサーの活用。

- ・P&R 駐車場予約 HP の活用、博覧会協会等と連携した広報（博覧会協会への働きかけは県も実施）。

(6) その他

ア 事故等の不慮の事態に備え、業務実施にあたって必要な保険に加入すること。

イ (1) ~ (4) までの業務にあたって、関係機関と必要な調整を行うこと。

ウ 県からの求めに応じ、業務に係る打合せを行い、議事録を作成すること。

エ 上記の業務内容のほか、県との協議において実施することと決まった業務を実施すること。

5 業務内容についての留意事項

(1) 業務に必要な関係機関との協議、各種打合せ、資料作成、その他業務上必要となった事務等に協力すること。

(2) ユニバーサルデザインに配慮した安心、安全、快適な運営を心がけること。

- (3) SDGs の理念に考慮した持続可能な運営（博覧会協会が定める持続可能性に配慮した調達コード等）を心がけること。
- (4) スタッフ体制について、県職員を動員することとなった場合、県と協議の上、雇用するスタッフ数の調整を行うこと。

6 成果品

- (1) 業務終了後は、下記成果品を提出すること。

成果品は提出を受け、検収に合格した後に引き渡しを受けるものとする。

■令和6年度

- ア 運営実施計画書 5部
- イ 運営マニュアル・危機管理マニュアル 各5部
- ウ 業務実施報告書 5部
- エ 上記ア～ウまでにかかる電子データ 一式（PDFデータ及び編集可能な元データ）
- オ 記録写真・映像データ 一式

■令和7年度

- ア 業務実施報告書 5部
- イ アにかかる電子データ 一式（PDFデータ及び編集可能な元データ）
- ウ 来場者数等の記録、記録写真・映像データ 一式

- (2) 納品先

兵庫県企画部 SDGs 推進課

- (3) 納品期限

県と協議の上、決定する。

7 著作権

- (1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属し、本業務終了後においても兵庫県が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 その他要件等

- (1) 受託者は、本事業の遂行に適切なアドバイザー等を県と協議のうえ決定し、事業実施にあたり助言を受けるとともに、県民局・県民センター等が企画する事業やアドバイザー等にかかる経費を委託料の中から支払うこと。なお、これに必要な経費として20,000,000円[消費税及び地方消費税を除く]※を見込むこと。

※開催日の53日を県内10地域（県民局・県民センター単位）でそれぞれ担当し、ブース出店者やステージイベントの企画・調整を行う。
各地域の特色ある企画にかかるアドバイザーへの謝金や当日の出店者への旅費等の経費として関係者への支払いを想定。

- (2) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に県及びアドバイザー等と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、契約後、具体的な実施内容を企画・検討し、県及びアドバイザー等と協議のうえ、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、速やかに業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。
- (4) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担すること。
- (5) 受託者は、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、決定するものとする。